

NEWS RELEASE

2015年10月16日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会
【本件に関するお問い合わせ】営業第二部 03-5290-3519

「インド株式集中投資ファンド」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、「インド株式集中投資ファンド」を2015年11月27日に設定しますので、お知らせいたします。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的とします。

ファンドの特色



インドの取引所に上場している株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目指します。

● インドの株式の他に、DR(預託証券)やPノート(参加証券)等へも投資します。

・ DR(預託証券)

Depository Receiptの略称。

ある国の株式会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を海外の銀行等に預託し、その裏付けとして発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に取引所等で取引されます。

・ Pノート(参加証券)

Participatory Noteの略称。

銀行や証券会社がインド国外で発行する証券で、特定の銘柄の株価に連動します。Pノートは、株式と同様に取引所等で取引されます。

● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

・ 当ファンドは、「GAM スターファンドp.l.c - GAM スターインディア エクイティ 日本円シェアクラス」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とします。

・ 原則として、「GAM スターファンドp.l.c - GAM スターインディア エクイティ 日本円シェアクラス」への投資比率を高位に保ちます。

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については後掲「主要投資対象の投資信託証券の概要」をご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

2

インドの取引所に上場している全銘柄の中から、厳選された銘柄へ集中投資を行います。ポートフォリオは、「優良成長」銘柄と「ディープバリュー」銘柄で構成されます。

「優良成長」銘柄	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的で質の高いビジネスを展開しており、業界内で高い競争優位性を持っている銘柄。 ・ポートフォリオの安定的かつ持続的成長に寄与。
「ディープバリュー」銘柄	<ul style="list-style-type: none"> ・株価が企業の本質的価値に対して、大幅に割安となっている銘柄。 ・中長期的に割安感が解消される過程で、大きなリターンが期待できます。

3

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

原則、1, 4, 7, 10月の各25日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益の分配を行います。

- 初回決算日：2016年1月25日
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

<投資対象とする外国投資信託について>

投資顧問会社

GAM インターナショナル マネジメント リミテッド

- ・ GAMホールディングスの一員。
- ・ GAMホールディングス(スイス チューリッヒ)は、1983年創業の資産運用会社。
- ・ グループ全体の運用資産総額は、1,242億スイスフラン(約16兆円)
(2015年6月末現在)

副投資顧問会社

ニュー ホライズン ウェルス マネジメント プライベートリミテッド

- ・ インド株運用に特化した、2007年創業の独立系資産運用会社。ボトムアップアプローチに基づく個別銘柄選定に強み。インド(ムンバイ)に拠点を置く。
- ・ 主な顧客は米国の著名な財団や年金基金。
- ・ 運用資産残高は、552百万米ドル(約675億円) (2015年6月末現在)

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**また、**投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク	株式等*の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 ※DR(預託証書)やPノート(参加証書)等を含みます。以下同じ。
信用リスク	株式等の価格は、発行体*の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式等の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 ※Pノートを発行する銀行等を含みます。以下同じ。
流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 平成27年11月2日から平成27年11月26日まで 継続申込期間 平成27年11月27日から平成29年1月24日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額な場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等*その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	・ダブリン、ニューヨーク、ロンドン、ムンバイの銀行の休業日 ・ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所の休業日
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成33年1月25日まで(設定日 平成27年11月27日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなった場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、1月、4月、7月、10月の各25日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成28年1月25日です。
収益分配	毎決算時(年4回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年4月、10月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に 3.78%(税抜3.5%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価	
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.2204%(税抜1.13%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)= 運用期間中の基準価額× 信託報酬率	
	委託会社	年率0.40%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社	年率0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券 の信託報酬等	<p><基本報酬> 投資信託証券「GAM スターファンドp.l.c - GAM スターインディア エクイティ 日本円シェアクラス」の日々の純資産総額に対して年率1.25%~1.45%</p> <p><成功報酬> 基本報酬に加えて以下の①、②がともにプラスの場合、いずれか小さい方の10%相当が成功報酬として投資信託証券から支払われます。当該成功報酬は日々計算し、基準価額に反映され、決算期毎に確定します。期をまたいで繰越や調整は行われません。</p> <p>①ハイ・ウォーター・マークを基準に計算した投資信託証券の収益額 ・ハイ・ウォーター・マークとは、投資信託証券の過去の決算日における成功報酬控除後の基準価額(支払い済収益分配金を含みます。)の最高値をいいます。なお、初回決算日までのハイ・ウォーター・マークは、設定日の基準価額とします。</p> <p>②投資信託証券の収益率が、MSCIインディア・インデックスの収益率を上回ったことによる超過収益額</p> <p>※上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)がかかります。</p>	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等	
	実質的な 運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して概ね2.4704%~2.6704%*(税込・年率)程度となります。</p> <p>※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.2204%(税抜1.13%)に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率1.25%~1.45%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。</p> <p>上記に加えて、成功報酬がかかる場合があります。なお、当ファンドを購入/売却するタイミングによっては、当ファンドの基準価額が購入時の基準価額を下回っている(投資損失が発生している)場合でも、投資対象とする投資信託証券において成功報酬が支払われることがあります。代表例は以下の通りです。</p> <p>イ、当ファンドの基準価額が上昇した期間の成功報酬が、投資対象とする投資信託証券の決算時点で確定した後、翌期以降に基準価額が低下(この期間は成功報酬は支払われません。)し、通算すると損失となっている場合。</p> <p>ロ、当ファンドの基準価額が購入時の基準価額を下回っている(投資損失が発生している)ものの、投資対象とする投資信託証券の収益率がMSCIインディア・インデックスの収益率を上回っており、インデックス対比で相対的に小さな損失に留まっている場合。</p>	

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- 監査費用
ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00216%(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。
- その他の費用*
売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等
*【その他の費用】については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・ 監査費用:
監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
- ・ 売買委託手数料:
有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- ・ 保管費用:
有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

毎年、年間100万円(平成28年以降は年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度(ジュニアNISA)が開始される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成27年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

商品分類・属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年4回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

委託会社、その他の関係法人の概況

- 委託会社 (信託財産の運用指図等を行います。)
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- 受託会社 (信託財産の保管・管理等を行います。)
みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- 販売会社 (受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。)
S M B C日興証券株式会社 (取扱開始日 平成27年11月27日)
株式会社 S B I証券 (取扱開始日 平成27年11月6日)
楽天証券株式会社 (取扱開始日 平成27年11月27日)

ご注意事項

- 当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- 投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- 投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。